

第3期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年6月27日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

広島市中区紙屋町一丁目3番8号
ひろぎんホールディングス本社ビル
4階大ホール

目次

第3期定時株主総会招集ご通知
議決権行使方法のご案内

（株主総会参考書類）

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第3号議案 取締役等に対する株式報酬等の額および内容決定の件

第3期事業報告
連結計算書類
計算書類
監査報告書

本株主総会より、株主総会資料の電子提供制度が導入されます。
書面交付請求された株主さまには、法令および当社定款第16条に基づき、電子提供措置事項から一部を除いた書面をご送付しております。
したがって、ご送付している書面の項番の記載はウェブサイトに掲載しております電子提供措置事項と同一となっており、連番となっていないことをご了承ください。

株主各位

証券コード：7337
2023年6月6日
(電子提供措置の開始日2023年5月30日)

広島市中区紙屋町一丁目3番8号

株式会社ひろぎんホールディングス

代表取締役社長 部谷俊雄

第3期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第3期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第3期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.hirogin-hd.co.jp/ir/stock/meeting/index.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

宝印刷「ネットで招集」 <https://s.srdb.jp/7337/>



東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
※銘柄名「ひろぎんホールディングス」またはコード「7337」と入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR
情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権
を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検
討くださいますと、後述のご案内に従って2023年6月26日（月曜日）午後5時までに議決権を
ご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時	2023年6月27日（火曜日）午前10時
場 所	広島市中区紙屋町一丁目3番8号 ひろぎんホールディングス本社ビル4階大ホール
目 的 事 項	報告事項 第3期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の 監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任 の件 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件 第3号議案 取締役等に対する株式報酬等の額および内容決定の件

以 上

<新型コロナウイルス感染症の感染予防に向けた対応について>

- ・株主総会へのご出席につきましては、開催日当日における新型コロナウイルスの感染状況やご自身の体調等をご勘案のうえ、ご判断をいただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府の発表内容等により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.hirogin-hd.co.jp/>）においてお知らせいたしますので、ご確認をいただきますようお願い申し上げます。

<株主総会のライブ配信について>

当日会場にご来場いただけない株主さまのために、株主総会の様子をインターネットで配信（ライブ配信による視聴のみ）いたします。株主さまのプライバシーには、十分に配慮して運営いたしますが、予めご了承くださいますようお願いいたします。



配信予定：2023年6月27日（火）10：00～株主総会が終了次第、配信終了
<https://youtube.com/live/1GhvkSb9vuo?feature=share>

（※視聴に伴う通信費用は、株主さまのご負担となりますのでご了承ください。）

当社の会社情報や株主・投資家情報、サステナビリティへの取組み等の情報については、
当社ウェブサイトよりご覧いただけます。（<https://www.hirogin-hd.co.jp/>）

議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時・場所 2023年6月27日（火曜日）午前10時
ひろぎんホールディングス本社ビル4階大ホール

株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

行使期限 2023年6月26日（月曜日）午後5時必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、郵送にてご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。



インターネットによる議決権行使

行使期限 2023年6月26日（月曜日）午後5時まで

詳細は次頁をご参照のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

1. 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱っていただきます。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
2. 書面交付請求された株主さまへご送付している書面には、法令および当社定款第16条に基づき、事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」および「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」を記載していません。したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした書類の一部であります。なお、ご送付している書面の項番の記載は電子提供措置事項と同一となっておりますので、ご了承ください。
3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

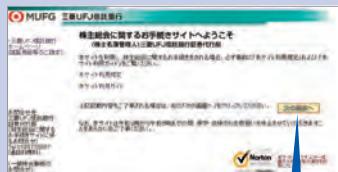
インターネットにより議決権を行使される場合は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用ください。



パソコンの場合

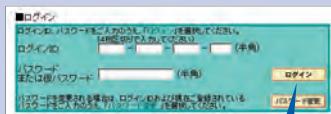
議決権行使ウェブサイト ▶ <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次の画面へ」をクリック

- 2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

- 3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力



送信をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



スマートフォンの場合

同封の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でアクセスできます。

「ログイン用QRコード」はこちら



議決権行使書(右下)

ご注意事項

- 1 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになります。
- 2 パソコン、スマートフォン等による議決権行使ウェブサイトへのアクセスに関して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主さまのご負担となります。
- 3 インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027（受付時間 9:00～21:00 通話料無料）

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）5名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会で検討がなされましたが、会社法の規定に基づき記載すべき特段の事項はございません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における 現在の地位	取締役会への出席状況 (2022年度)
1	再任 池田 晃治	取締役会長（代表取締役）	100% (15回／15回)
2	再任 部谷 俊雄	取締役社長（代表取締役）	100% (15回／15回)
3	再任 清宗 一男	取締役専務執行役員	100% (15回／15回)
4	再任 尾木 朗	取締役専務執行役員	100% (15回／15回)
5	再任 刈屋田 史嗣	取締役常務執行役員	100% (15回／15回)
6	新任 新免 慶憲	—	—

1

いけだ こうじ
池田 晃治

1953年9月3日生

再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1977年 4月	株式会社広島銀行入行	2020年 10月	当社取締役会長（代表取締役） （現任）
2006年 4月	同執行役員福山営業本部長	2022年 4月	株式会社広島銀行取締役会長 （現任）
2008年 4月	同常務執行役員福山営業本部長		
2009年 4月	同常務執行役員総合企画部長		
2009年 6月	同常務取締役総合企画部長		
2011年 4月	同常務取締役		
2012年 6月	同取締役頭取（代表取締役）		
2018年 6月	同取締役会長（代表取締役）		

（重要な兼職の状況）株式会社広島銀行取締役会長
広島商工会議所会頭**取締役候補者とした理由**

1977年より当社グループの一員として、主に営業部門、企画部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、2012年6月より株式会社広島銀行代表取締役頭取、2018年6月より同代表取締役会長、2020年10月より当社代表取締役会長を務めており、経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。



■ 取締役会への出席状況
100%（15回／15回）

■ 所有する当社の株式数
17,600株

2

へや としお
部谷 俊雄

1960年5月1日生

再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1983年 4月	株式会社広島銀行入行	2020年 10月	当社取締役社長（代表取締役） （現任）
2008年 4月	同広島東支店長	2022年 4月	株式会社広島銀行取締役
2011年 4月	同総合企画部長		
2013年 4月	同執行役員本店営業部本店長		
2015年 4月	同常務執行役員本店営業部本店長		
2016年 4月	同常務執行役員		
2016年 6月	同取締役常務執行役員		
2018年 6月	同取締役頭取（代表取締役）		

（担当）

秘書室長、デジタルイノベーション部長

取締役候補者とした理由

1983年より当社グループの一員として、主に営業部門、企画部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、2018年6月より株式会社広島銀行代表取締役頭取、2020年10月より当社代表取締役社長を務めており、経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当社取締役会に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。



■ 取締役会への出席状況
100%（15回／15回）

■ 所有する当社の株式数
9,161株

3

きよむね かず お
清宗 一男

1963年2月8日生

再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1986年 4月	株式会社広島銀行入行	2020年 6月	同取締役常務執行役員
2008年 10月	同営業統括部融資企画室長	2020年 10月	当社取締役常務執行役員
2010年 4月	同融資企画部融資企画室長	2022年 4月	同取締役専務執行役員（現任）
2013年 4月	同本川支店長		株式会社広島銀行取締役頭取 （代表取締役）（現任）
2015年 4月	同大手町支店長		
2018年 4月	同執行役員呉支店長兼呉市役所 出張所長		
2020年 4月	同常務執行役員		

（重要な兼職の状況）

株式会社広島銀行取締役頭取（代表取締役）

取締役候補者とした理由

1986年より当社グループの一員として、主に営業部門、企画部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、2022年4月より株式会社広島銀行代表取締役頭取を務めており、経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。



■ 取締役会への出席状況
100%（15回／15回）

■ 所有する当社の株式数
8,100株

4

おぎ あきら
尾木 朗

1963年7月3日生

再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1986年 4月	株式会社広島銀行入行	2020年 10月	当社取締役専務執行役員（現任）
2008年 4月	同営業統括部営業企画室長	2022年 4月	株式会社広島銀行取締役専務執行役員（代表取締役）（現任）
2013年 4月	同広支店長		
2015年 4月	同人事総務部長		
2016年 4月	同総合企画部長		
2017年 4月	同執行役員総合企画部長		
2018年 10月	同常務執行役員		
2019年 6月	同取締役常務執行役員		
2020年 4月	同取締役専務執行役員		

（重要な兼職の状況）

株式会社広島銀行取締役専務執行役員（代表取締役）
（担当）
経営企画部長、経済産業調査部長、デジタルイノベーション部長補佐

取締役候補者とした理由

1986年より当社グループの一員として、主に企画部門、営業部門、人事部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、2022年4月より株式会社広島銀行代表取締役専務執行役員を務めており、経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。



■ 取締役会への出席状況
100%（15回／15回）

■ 所有する当社の株式数
12,400株

5

かりやだ ふみつぐ
荻屋田 史嗣

1965年3月23日生

再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1987年 4月	株式会社広島銀行入行	2020年 6月	同取締役社長（代表取締役） （現任）
2007年 6月	同総合企画部企画室長	2020年 10月	当社取締役常務執行役員（現任）
2012年 4月	同古市支店長		
2014年 4月	同営業統括部副部長		
2015年 4月	同営業統括部長		
2018年 4月	同執行役員東京支店長		
2020年 4月	同常務執行役員 ひろぎん証券株式会社顧問		

（重要な兼職の状況）

ひろぎん証券株式会社取締役社長（代表取締役）



■ 取締役会への出席状況
100%（15回／15回）

■ 所有する当社の株式数
20,000株

取締役候補者とした理由

1987年より当社グループの一員として、主に企画部門、営業部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また2020年6月よりひろぎん証券株式会社の代表取締役社長を務めており、経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。

6

しんめん よしのり
新免 慶憲

1956年10月26日生

新任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1980年 4月	日本銀行入行	2015年 8月	公益社団法人日本証券アナリスト協会代表理事
2007年 3月	日本銀行京都支店長	2017年 8月	公益社団法人日本証券アナリスト協会理事
2009年 7月	日本銀行検査役	2020年 6月	株式会社広島銀行取締役（社外） （現任）
2010年 11月	社団法人日本証券アナリスト協会参与		
2011年 10月	公益社団法人日本証券アナリスト協会事務局長		

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

日本銀行および公益社団法人日本証券アナリスト協会にて培われた金融全般における高度な専門性と豊富な実務経験を有しております。2020年6月より広島銀行取締役（社外）に就任しており、引き続きその高度な専門性や高い見識を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、社外取締役候補者となりました。



■ 取締役会への出席状況

■ 所有する当社の株式数
3,100株

-
- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 新免慶憲氏は、社外取締役候補者であります。
3. 新免慶憲氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 新免慶憲氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額とする予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用等について当該保険契約によって補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。本議案が承認可決された場合は、各候補者が当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役 益裕治氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

くま の たつろう
熊野 達朗

1964年12月24日生

新任



略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1988年 4月	株式会社広島銀行入行	2019年 4月	同横川支店長
2011年 10月	同人事総務部人事企画課長	2021年 4月	同リスク統括部理事
2014年 4月	同古市支店長	2021年 6月	同常勤監査役（現任）
2016年 4月	同公務営業部長		

監査等委員である取締役候補者とした理由

1988年より当社グループの一員として、主に人事部門、営業部門を歩み、2021年6月より株式会社広島銀行常勤監査役に就任。豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。その経験や知見を社会的信頼に応える良質なコーポレートガバナンス体制の確立に活かすことが期待できるため、監査等委員である取締役候補者としてしました。

■ 取締役会への出席状況

■ 監査等委員会への出席状況

■ 所有する当社の株式数
4,200株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、監査等委員である取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任限度額は法令に定める最低責任限度額としております。本議案が承認可決された場合は、候補者との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および訴訟費用等について当該保険契約によって補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。本議案が承認可決された場合は、候補者が当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 候補者は、現在、株式会社広島銀行の常勤監査役であり、本議案が承認可決された場合は、同日をもって、株式会社広島銀行の常勤監査役を辞任する予定であります。

第3号議案 取締役等に対する株式報酬等の額および内容決定の件

1. 提案の理由

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は、年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）、取締役（監査等委員）の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は、年額100百万円以内として、それぞれ2021年6月25日に開催されました第1期定時株主総会においてご承認いただいております。また、金銭報酬とは別枠として、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員、株式会社広島銀行（以下「広島銀行」という。）の取締役（社外取締役を除く。）および執行役員（以下あわせて国内非居住者を除き「対象取締役等」という。）を対象とする株式報酬制度「役員報酬BIP信託」（以下「本制度」という。）について、当社定款附則第2条第3項に、信託に拠出する信託金の上限金額は、株式会社広島銀行が拠出する金員とあわせて、2023年3月31日で終了する事業年度までの期間を対象として3事業年度で合計9億円、また、交付される当社株式の上限は3事業年度で2,600,000株と定められております。

本議案は、本制度の期間終了に伴い対象取締役等を対象に、引き続き従来と同じ内容にて本制度を継続することについて改めてご承認をいただきたいと存じます。本議案については、当社のグループ指名・報酬諮問委員会における審議・答申を経て決定しております。また、当社の監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。本制度の継続は、対象取締役等の報酬と、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的としており、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針にも沿うものであることから、本制度の継続は相当であると考えております。なお、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案通り承認可決されますと本制度の対象となる当社の取締役は5名となります。

2. 本制度における報酬等の額および内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社および広島銀行（以下あわせて「対象会社」という。）が拠出する対象取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、対象取締役等に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・当社および広島銀行の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および国内非居住者を除く。）および執行役員（国内非居住者を除く。）
②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
対象会社が拠出する金員の上限	・3事業年度を対象として、合計900百万円
対象取締役等が取得する当社株式等の数の上限および当社株式の取得方法	<ul style="list-style-type: none"> ・対象取締役等に付与される対象期間ごとのポイントの上限は、2,600,000ポイント ・対象取締役等が取得する当社株式等の数は、1ポイント1株として算定した株式数に服することとなります。 ・当社株式は、株式市場または当社（自己株式処分）から取得。ただし、2023年の継続時は株式市場から取得するため、希薄化は生じない
③対象取締役等に対する当社株式等の交付等の時期	・対象取締役等の退任時

（2）当社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する3事業年度（継続後は、2024年3月31日で終了する事業年度から2026年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度とし、本（2）第3段落の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象とします。

当社は、既に設定された信託（以下「本信託」という。）に対し、当社が拠出する金員と、広島銀行が拠出する金員をあわせて、対象期間ごとに合計900百万円を上限とする金員を、対象取締役等への報酬として拠出し、本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得（2023年の継続時は株式市場から取得するため、希薄化は生じない。）します。対象会社は信託期間中、対象取締役等に対するポイント（下記（3）のとおり。）の付与を行い、本信託は当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間満了時において、新たな信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、今回継続後の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を対

象期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに、合計900百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、対象取締役等に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間末日に信託内に残存する当社株式（対象取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、900百万円の範囲内とします。

また、本信託を終了する場合においても、信託期間満了時に、受益者要件を満たす可能性のある対象取締役等が在任している場合には、直ちに本信託を終了させずに、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長することがあります。ただし、その場合には、対象取締役等に対する新たなポイントの付与は行いません。

(3) 対象取締役等が取得する当社株式等の数の算定方法および上限

信託期間中は、役位に応じて、対象取締役等に一定のポイントが付与されます。また、対象取締役等の退任時（退任には、海外赴任により国内居住者でなくなる場合を含む。以下同じ。）にポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じて当社株式等の交付等が行われます。

1ポイントは当社株式1株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

対象取締役等に付与される3事業年度ごとのポイントの総数は2,600,000ポイントを上限とします。

(4) 対象取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を充足した対象取締役等は、退任時に、上記（3）に基づき算出される数の当社株式等の交付等を受けるものとします。

このとき、当該対象取締役等は、当該ポイントの一定割合に相当する数の当社株式（単元未満株式は切上げ）について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に受益者要件を満たす対象取締役等が死亡した場合は、その時点で付与されている累積ポイントに相当する数の当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該対象取締役等の相続人が受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

以 上

(ご参考)

取締役のスキル・マトリックス

社内取締役

氏名	地位	経験を有する分野			
		経営戦略・サステナビリティ	法務・リスク管理	営業戦略	DX・IT・システム
池田 晃 治	取締役会長（代表取締役）	●	●	●	●
部 谷 俊 雄	取締役社長（代表取締役）	●	●	●	●
清 宗 一 男	取締役専務執行役員	●	●	●	
尾 木 朗	取締役専務執行役員	●		●	●
苅屋田 史嗣	取締役常務執行役員	●	●	●	
熊 野 達 朗	取締役（監査等委員）		●	●	

社外取締役

氏名	地位	特に期待する分野			
		企業経営・サステナビリティ	経済・金融	財務・会計	DX・IT・システム
新 免 慶 憲	取締役		●		
三 浦 惺	取締役（監査等委員）	●			●
谷 宏 子	取締役（監査等委員）			●	
北 村 俊 明	取締役（監査等委員）				●

(注) 上記一覧表は、各取締役が有する全ての知識・経験・能力等を表すものではありません。

(ご参考)

社外取締役の独立性判断基準

1. 当社において、独立性を有する社外取締役とは、会社法第2条第15号に定める社外取締役としての要件および東京証券取引所の定める社外取締役の独立性の基準を充足するとともに、現在または最近において、次の(1)から(6)のいずれの要件にも該当しない者とする。
 - (1) 当社の主要株主またはその業務執行取締役もしくは執行役または支配人その他の使用人(以下「業務執行取締役等」という。)
 - (2) 当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行取締役等
 - (3) 当社グループの主要な取引先またはその業務執行取締役等
 - (4) 当社グループから、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人・団体等である場合は、当該法人・団体等に所属する者を含む。)
 - (5) 当社グループから、多額の寄付等を受けている者またはその業務執行者
 - (6) 次に掲げる者(重要でない者は除く)の近親者
 - (イ) 上記(1)から(5)に該当する者
 - (ロ) 当社グループの取締役・執行役員・その他使用人等の業務執行者※上記における各用語については、次のとおり定義する。

①最近	実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。
②主要株主	直接または間接に10%以上の議決権を保有する者
③主要な	直近事業年度の連結売上高(当社グループの場合は連結業務粗利益)の2%以上を基準に判定する。
④多額	過去3年平均で、年間1,000万円以上
⑤重要でない者	「会社の役員・部長クラスの者や会計事務所・法律事務所等に所属する者については、公認会計士や弁護士等」ではない者
⑥近親者	配偶者および二親等内の親族

2. 上記(1)から(6)に定める要件に形式的に該当しない場合であっても、総合的に判断した結果、独立性に疑義がある場合には独立性を否定することがある。また、上記(1)から(6)のいずれかに該当する場合であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立性を有する社外取締役としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件および東京証券取引所の定める独立役員等の基準を充足し、かつ、当該人物が独立性を有する社外取締役としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立性を有する社外取締役候補者として選任することもあ

(ご参考)

■ 配当金について

当社は、定款の規定により、2023年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

1	期末配当金 1株当たり13円50銭	2	効力発生日（支払開始日） 2023年6月7日
----------	-----------------------------	----------	----------------------------------

※中間配当（1株当たり13円50銭）と合わせて、年間配当は1株当たり27円となります。

■ 株主還元方針の見直しについて

当社は、株主還元の一層の充実を図っていくため、これまでの配当目安テーブルに基づく「配当」から、「配当性向」を軸とした「配当」および「自己株式取得」による株主還元方針へ見直しいたします。（2024年3月期より適用）

これまでの株主還元

見直し後

配当目安テーブルに基づき1株当たり配当金額を決定

親会社株主に帰属する 当期純利益	1株当たり配当金額			連結配当性向
	① 安定配当	② 業績連動配当	① + ②	
330億円超～	18円	18円	36円	～34.1%未満
300億円超 ～330億円以下		15円	33円	31.2%以上 ～34.4%未満
270億円超 ～300億円以下		12円	30円	31.2%以上 ～34.7%未満
240億円超 ～270億円以下		9円	27円	31.2%以上 ～35.1%未満
210億円超 ～240億円以下		6円	24円	31.2%以上 ～35.7%未満
180億円超 ～210億円以下		3円	21円	31.2%以上 ～36.4%未満
～180億円以下		0円	18円	31.2%以上～

配当

利益成長を通じた1株当たり配当金の安定的かつ持続的な増加を基本とし、配当性向を40%程度といたします。

自己株式
取得

連結自己資本比率11%程度を目処とし、その水準を踏まえ、業績動向や市場環境等を総合的に考慮したうえで機動的に実施いたします。

以上

第3期（2022年4月1日から 2023年3月31日まで）事業報告

1 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

〔企業集団の主要な事業内容〕

当社グループは、銀行持株会社である当社及び株式会社広島銀行（以下、「広島銀行」といいます。）を含む連結子会社12社から構成される企業集団であり、広島県、岡山県、山口県及び愛媛県の地元4県を主要な地盤として、銀行業務に加え、証券業務、リース業務、投資業務、IT関連業務、クレジットカード・信用保証業務、各種コンサルティング業務等を通じて、地域の皆さまに金融分野、非金融分野も含めた総合サービスを提供しております。

〔金融経済環境〕

2022年度のが国経済は、新型コロナウイルス感染症に伴う供給面の制約や欧米の金融引締めを受けた海外経済の減速などから、輸出や生産の持ち直し基調に足踏み感が見られました。この間、ロシア・ウクライナ情勢の緊迫化や急激な円安進行を受けて物価が大幅に上昇したものの、行動制限の緩和など国内の経済・社会活動の正常化が進む中で、設備投資が堅調に推移したほか、個人消費も徐々に持ち直すなど、全体として緩やかに回復しました。

当地方の経済は、主力の自動車産業などで輸出や生産の一部に弱めの動きが広がりましたが、設備投資が底堅く推移したほか、個人消費も徐々に上向くなど、緩やかに回復しました。

〔企業集団の事業の経過及び成果〕

当社グループでは、グループ一体経営及びグループ内連携を更に強化するとともに、グループ各社の特長・強みを活かすことで、グループシナジーの最大化を図り、「地域社会及び地域のお客さまへの更なる貢献」と「当社グループの持続的成長及び企業価値の向上」の実現を図っております。

また、このような当社グループが目指す姿を社内外に明確に示すため、経営理念（経営ビジョン）を「お客さまに寄り添い、信頼される〈地域総合サービスグループ〉として、地域社会の豊かな未来の創造に貢献します」とし、ブランドスローガンを「未来を、ひろげる。」としております。

この経営理念の実現に向け、当社グループでは、2020年10月から2024年3月までを計画期間とする「中期計画2020」を策定しております。「中期計画2020」の3年目となる当年度は、中期計画最終年度に向けた橋渡しとなる重要な年度として、ポテンシャル（経済規模・成長機会等）のある広島を中心とした地元4県マーケットにおいて、業務軸及び顧客軸の深化・拡大を図る中、地域社会・お客さまのあらゆる課題の解決に徹底的に取り組み、地域の発展に積極的にコミットするため、各種取組みを進めてまいりました。また、このような取組みを通じて「SDGs」の達成への貢献を図ってまいりました。

加えて、当社グループでは、マーケットインの徹底に向け、お客さま本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）を実践する中、お客さまとのリレーションの深化・拡大を図り、グループ連携の一層の強化を通じた幅広いソリューション提供により、お客さまの成長への貢献を図っております。

中期計画に係る具体的な取組みは以下のとおりです。

①地域活性化に向けた地域社会の課題解決への取組み

（地域活性化に向けた取組み）

現在、地域における人口の減少や中小企業の後継者不足など、多くの問題が顕在化しており、地域社会の構造的な課題の解決が求められる状況となっております。

そうした中、当社グループでは、地域社会の構造的な課題の解決に資するコンサルティング子会社であるひろぎんエリアデザイン株式会社による地域活性化に向けたコンサルティング業務を推進しております。引き続き、地方公共団体や関係団体等とのリレーションを一層深める中、継続的なまちづくりを推進する「広島都心会議」や呉市「呉駅周辺地域総合開発」に参画するなど、「まちづくり」への積極的な関与や地域社会の根本的な課題解決に向けた取組みをより一層強化してまいります。

また、地域の雇用維持・創出に向けて、地元のお客さまに対し貸出金にとどまらないエクイティ性資金を出資するなど、事業承継や事業再生支援を積極的に実施したほか、地元企業と連携しスタートアップ等支援を目的としたコワーキングスペース「Hiromalab^{ヒロマラボ}」を開業いたしました。

加えて、地域のIT人材不足解消のために、IT育成の土壌を作り、地域経済の活性化や産業の生産性向上を通じた持続可能な社会を構築していくことを目的として、新たに子会社とした「ひろぎんナレッジスクエア株式会社」により、キッズプログラミングスクール事業を開始いたしました。

②お客さまの成長への貢献に向けたグループ各社のコア業務の深化とグループ一体となった業務領域の拡大（新たな収益分野の確立）

（グループ全体の営業戦略の企画・統括機能等の強化への取組み）

当社は、2020年10月に持株会社体制に移行し、2年半が経過しておりますが、2024年度からスタートする次期中期計画を見据えて、これまで以上にグループ各社が連携し、グループ全体で新たな業務展開、更なるグループ連携の高度化を進めていく必要があると認識しております。そのため、当社によるグループ全体の営業戦略の企画・統括機能を強化するとともに、業務軸拡大に向けた新たな取組み（営業戦略面でのアライアンスの検討、リソースの戦略的再配置・投入等）に向け、当社における営業企画部門の体制を強化することとし、当社のグループ営業戦略部の人員を増員いたします。

（法人のお客さまへの取組み）

法人のお客さまに対しては、その事業の発展に貢献するため、広島銀行が強みとする事業性評価を軸とした強固なリレーションに基づき、お客さまの多様なニーズの把握に努めるとともに、把握したニーズに対し金融にとどまらないグループソリューションの提供を実施いたしました。特に、広島銀行においては、新型コロナウイルス感染症による影響や、原油価格・物価高騰等の影響を受けられたお客さまに対して、営業店と本店部の連携による資金繰り支援の徹底や事業再構築補助金等の活用に加え、経営改善支援チームを中心とした本業支援強化などの総合的な伴走型支援を実施いたしました。

また、サステナビリティを巡る課題解決に向けたソリューションの充実・強化を図っております。具体的には、広島銀行にて、グループ機能とアライアンスの活用により、カーボンニュートラル対応に係る啓発と実践までを支援する「カーボンニュートラル対応支援コンサルティング」に取り組むとともに、「〈ひろぎん〉サステナブルローン」やひろぎんリース株式会社の専門的なソリューション提供により、お客さまのグリーン化設備の導入ニーズなどに積極的に対応いたしました。あわせて、お取引先企業のサステナビリティ経営向上支援強化に向け、サステナビリティ経営の導入（分析・目標設定）から実践まで一貫して支援する融資商品「〈ひろぎん〉ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の取扱を開始するなど、地元企業のサステナビリティ向上に取り組んでおります。

加えて、デジタルトランスフォーメーションが急速に進展する中で、IT関連分野におけるお客さまニーズに対し、ひろぎんITソリューションズ株式会社によるITコンサルティングを通じたソリューションの提供により、経営課題の解決に取り組んでおります。

更に、現在の地域の中小企業経営者が抱えている人材確保や働き方改革等の人事労務に関する経営課題に対し、ひろぎんヒューマンリソース株式会社による人事労務に関するコンサルティングを積極的に実施したことに加え、人材派遣業へ2022年4月に参入するとともに、アライアンスを活用した福利厚生サービスの取扱を開始しております。

（個人のお客さまへの取組み）

個人のお客さまに対しては、ライフプランに沿ったあらゆるニーズにトータルでお応えするため、「〈ひろぎん〉ライフデザインサービス」を起点とし、広島銀行やひろぎん証券株式会社を中心に、お客さまのライフプランに則ったゴールベース資産管理型ビジネスを展開いたしました。

また、人生100年時代の到来に伴い資産寿命を延ばす必要性や、資産形成に対する意識の高まりに加え、成年年齢の引き下げや高校の学習指導要領改訂等を背景として、金融教育の重要性が一層高まる中、家計管理やライフプランニングのほか、金融トラブルに関する内容も含めて、広範な視点から地域の皆さまの金融リテラシー向上に向けたサポートを実施するため、金融教育の専担者を配置するなど、金融教育への取組みを強化しております。

加えて、広島銀行にて、キャッシュレス決済促進に向けたキャンペーンの実施や、スマホ決済サービス「こいPay」の利用可能店舗の拡大、「ことら送金」を活用した「こいPay」での送金サービス開始など、多様化するキャッシュレスニーズへの対応及び地域のキャッシュレス化の進展を図るとともに、キャッシュレス決済ビジネスを一層強化するため、ひろぎん保証株式会社とひろぎんカードサービス株式会社を合併し、商号を「ひろぎんクレジットサービス株式会社」とすることといたしました。

(店舗・チャンネルに係る取組み)

広島銀行においては、デジタルチャンネルへの移行による来店者数の減少（過去5年間で約3割減少）、キャッシュレスの進展やコロナ禍によるお客さまの行動変化を受け、店舗やATMの在り方も変化してきております。そのような中、当社グループでは、リアルチャンネルとデジタルチャンネルの融合を図る中、グループ一体となって、「顧客軸」「業務軸」の深化・拡大による「地域総合サービス」の展開を支えるチャンネルを構築するため、「環境変化に即した抜本的な店舗の軽量化」「店舗数の削減」（広島銀行の7店の支店を店舗内店舗方式で移転、5店の出張所・特定出張所を支店へ統合）を行うとともに、お客さまに対するコンサルティング機能が最大限発揮できる店舗機能への見直しを進めております。

また、従来の事業者向け融資中心の対応に加え、当社グループのソリューション機能を活用したコンサルティング業務を担う体制とし、より専門性の高いソリューションを提供するチャンネルへ拡充するため、「〈ひろぎん〉ビジネスローンセンター」を「〈ひろぎん〉ビジネスコンサルセンター」に見直したことに加え、福山市へも拠点を拡大することといたしました。

加えて、より多くのお客さまに店頭の混雑状況や待ち時間を気にすることなくご来店いただけるよう「〈ひろぎん〉来店予約サービス」を全店へ拡大するとともに、低稼働のATMの見直しにより、ATMの効率化を推進いたしました。

③地域社会・お客さまの持続的成長を支えるための安定した経営基盤の確立

当社グループでは、地域と地域のお客さまの成長に、将来に亘り貢献し続けるために、安定した経営基盤の確立に向け、デジタル技術を活用した構造改革や、持続可能な成長を支える強い組織づくりに取り組んでまいりました。

（構造改革に係る取組み）

2020年10月の持株会社体制への移行を契機に、当社が統括機能を発揮し、グループ各社の業務プロセスの抜本的な見直しを通じた経費削減に取り組みました。また、広島銀行においては、店頭タブレット等の活用やスマホによる非対面手続きの拡充、「QR帳票作成サービス」の取扱開始など、店舗における営業事務の抜本的な見直しを実施いたしました。

（人的資本投資に係る取組み）

持続可能な成長を支える強い組織づくりにおいては、当社グループの全職員が、その能力や専門性を遺憾なく発揮し、高いモチベーションとエンゲージメントを持ち、いきいきと働ける組織づくりが重要になります。そこで、当社グループでは、各従事者の能力向上に向け、各種研修の実施やリスキリング支援強化を進めるとともに、外部トレーナーを派遣するなど、積極的に人的資本投資を実施したほか、グループ内の人財交流やグループソリューションの提供強化の観点から、持株会社体制へ移行した2020年10月以降、広島銀行から広島銀行以外の子会社へ戦略的な配置転換を実施いたしました。

また、女性職員の本人の保有する専門スキルに応じた適財適所での積極登用に向け、当社グループの女性管理職比率などの女性活躍関連目標を定めていることに加え、異業種からの専門性の高いキャリア人財の採用を実施しております。

加えて、柔軟で働きやすく、かつ生産性の高い職場環境の構築に向け、グループ各社にモバイルパソコンを配付するなど、在宅勤務を含む柔軟な勤務が可能な環境整備を行いました。

更に、グループ全体で積極的に障がい者雇用に取り組み、「人生の充実感・働きがいを感じてもらえる職場づくり」を目指し、ひろぎんビジネスサービス株式会社にて、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく「特例子会社^{*}」の認定を取得いたしました。

(※)「特例子会社」とは

障がい者雇用率制度において、障がい者の雇用機会の確保（法定雇用率2.30%）は個々の企業ごとに義務付けられています。

その特例である「特例子会社」制度では、障がい者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障がい者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できるとしています。

(リスクアパタイト・フレームワークへの取組み)

当社グループでは、リスクアパタイト・フレームワークを導入しており、リスクアセット対比の収益性を重視した経営に向け、グループ各社にリスクアセットベースでの資本配賦を実施いたしました。

このような取組みの結果、2022年度の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

【当社グループの連結業績と主要勘定期末残高】

当社グループの連結業績につきましては、連結経常収益は、広島銀行の外貨貸出金利息の増加を主因として、前年度比142億円増加の1,602億円となりました。連結経常費用は、広島銀行の外貨調達費用の増加及び収支が逆ザヤとなっている外国債券を中心に売却したことによる国債等債券売却損の増加を主因として、前年度比224億円増加の1,414億円となりました。その結果、連結経常利益は前年度比83億円減少の187億円、親会社株主に帰属する当期純利益は前年度比104億円減少の125億円となりました。

主要勘定の期末残高につきましては、貸出金が前年度末比3,223億円増加の7兆2,241億円、預金等（譲渡性預金を含む）が前年度末比1,844億円増加の9兆2,522億円となりました。

【株主還元】

当社は、地域総合サービスグループとして地域社会やお客さまのあらゆる課題解決に徹底的に取り組み、地域の持続的成長に貢献していくため、株主還元とともに内部留保の充実にも意を用い、「安定配当金」に加えて、親会社株主に帰属する当期純利益に応じた「業績連動型の配当金」を実施し、連結配当性向を31%~36%程度とするよう配当目安テーブルを設定しておりました。

当年度につきましては、保有株式の株価下落等に伴う損失の計上に加え、有価証券ポートフォリオの再構築に向けて、収支が逆ザヤとなっている外国債券を中心に売却したことによる損失を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益が125億円となりましたが、上記要因を除く本業の業績は堅調に推移したことから、配当目安テーブルに関わらず、1株につき13円50銭の期末配当の実施を決議いたしました。これにより、中間配当（1株につき13円50銭）と合わせて、年間配当は1株につき27円00銭となりました。

【広島銀行の業績と主要勘定期末残高】

広島銀行の業績につきましては、経常収益は、外貨貸出金利息の増加を主因として、前年度比156億円増加の1,290億円となりました。経常費用は、外貨調達費用の増加及び収支が逆ザヤとなっている外国債券を中心に売却したことによる国債等債券売却損の増加を主因として、前年度比220億円増加の1,125億円となりました。その結果、経常利益は前年度比64億円減少の164億円、当期純利益は前年度比91億円減少の115億円となりました。

主要勘定の期末残高につきましては、貸出金が前年度末比3,098億円増加の7兆2,753億円、預金等（譲渡性預金を含む）が前年度末比1,824億円増加の9兆2,774億円となりました。

今後も当社が中心となって、グループ連携強化によるグループシナジーの発揮及びグループガバナンスの高度化を図ってまいります。

〔対処すべき課題〕

世界経済は、ロシア・ウクライナ情勢が長期化する中、主要先進国におけるインフレ抑制を目的とした金融引締め策の影響等により欧米の金融機関が破綻する等、金融システムの不安懸念も高まっており、未だに先行き不透明な状況が継続しております。

日本国内においては、原材料価格の高騰が継続する中、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い導入された実質無利子・無担保の「ゼロゼロ融資」の返済が本格化する等、今後、業績が悪化する企業の増加が懸念されます。

一方で、人口減少・高齢化による地域経済の縮小が懸念される中、日本の重要課題である少子化対策について本格的な議論が開始されるとともに、物価高への対応として大企業を中心に賃上げの動きが加速しており、デフレ脱却に向け、明るい兆しが見られます。また、2020年冒頭から始まった新型コロナウイルス感染症は、約3年間に亘り、その猛威を振るいましたが、足元ではコロナ禍からの正常化が進んでおり、今後、国内のサービス消費やインバウンド消費の増加等、非製造業を中心に景気の回復も期待できます。

そうした中、当社グループを取り巻く事業環境は、政治、経済、環境問題、技術革新といったあらゆる面での変化が加速度的に進み、常態化しています。特に、欧米の金融政策の見直し動向や、気候変動対策をはじめとしたサステナビリティへの取組みの要請については、今後、当社グループのみならず、当社グループの地元4県（広島・岡山・山口・愛媛）の地域経済への影響を注視していく必要があります。

このような状況下、当社グループは、地域に根差した企業グループとして、地域社会・お客さまの課題解決に向け、マーケットインの徹底による「お客さま本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）」の実践を図ってまいります。また、「中期計画2020」の最終年度である2023年度においては、中期計画の高いレベルでの達成に向け、各種戦略の着実な実行に加え、特に、以下の取組みに注力しております。

①地域社会・お客さまの課題解決に資する各子会社のソリューション提供機能の強化（クオリティの向上及び業務範囲の拡大）

当社グループと同様に、お客さまにおいても、事業環境は大きくまた加速度的に変化しており、そうした変化に対応し続けなければなりません。その結果、地域社会やお客さまの課題はますます多様化、複雑化し続けており、当社グループが提供する価値もさらに高度化していく必要があります。

そうした中、当社グループは、従来からの金融ソリューションに加え、人事・労務に関する支援やIT・DX化支援をはじめとした非金融分野のソリューションを提供できる体制を整えており、地域社会やお客さまの課題解決に向け、ソリューション提供機能を発揮してまいります。

また、お客さまニーズの変化に対応すべく、外部アライアンスの活用等による新たな業務展開をはじめとした各社ソリューションのクオリティ向上（ソリューションの深化、拡大）を進めてまいります。更には、グループ連携の強化に向け、従来の広島銀行と銀行以外の子会社間の連携に加え、広島銀行を介さない事業会社間の連携を強化するとともに、そうした連携強化に資する人的資本の配置・人財交流を進めてまいります。

②サステナビリティへの取組強化

広島県をはじめとした当社グループの地元4県は、自動車製造業や船舶関連業等の製造業が盛んな地域の特性上、人口当たりの温室効果ガス排出量が多い中、国内のその他の地域と比較して再生可能エネルギーの普及が遅れている地域です。また、製造業に従事する従業員数も多く、地域のカーボンニュートラルへの取組みは、地元企業として必要不可欠です。

そうした中、地域の再生可能エネルギーの導入拡大等に向けて、地域企業との連携による積極的な取組みを進めるとともに、ひろぎんエリアデザイン株式会社を中心に、広島県との連携を通じた県内自治体への働きかけを強化することで、地域のカーボンニュートラル推進に係る行政支援を強化してまいります。

また、取引先へのカーボンニュートラル支援の前提となる対話の実践に向けて、当社グループの強みである事業性評価を活用する中、各社のニーズを正確に把握するとともに、昨年、次世代基幹系システムとして参加を表明したMEJAR*各行等をはじめとした外部アライアンスの活用によるソリューションラインナップの拡充を図ってまいります。

加えて、企業の持続的成長に向けて、グループの全従事者が、その能力、専門性を遺憾なく発揮し、高いモチベーションとエンゲージメントを持ち、いきいきと働き続けることができる組織、つまりダイバーシティ&インクルージョンが根付いた組織づくりは必要不可欠です。当社グループでは、各従事者の能力向上に向け、各種研修の実施やリスキリング支援強化を進めるとともに、外部トレーニーへの積極的な派遣を行う等、人的資本投資を強化してまいります。

③構造改革による収益分野等への資本の重点配賦

当社グループでは、これまでも効率的な業務運営体制の構築に向けた取組みを進めており、その効果は表れてきております。今後は、グループ会社の再編に加え、デジタルを活用した既存業務やプロセスの変革等、各社業務の抜本的な見直しを進めることで、収益分野への人的資本の重点配賦を図ってまいります。

また、更なるリスクテイクに資する内部留保の充実を図る中で、アセットを活用した収益拡大に向けて、広島銀行においては、安定的かつ継続的に高い収益性を確保できる有価証券ポートフォリオの再構築に加え、マーケット変化に応じた機動的なALM運営態勢の構築を図ってまいります。

④資本政策の取組み

持続的な成長に向けて、引き続き、地域課題解決・地域の持続的成長に向けた成長投資や人的資本への投資拡充等、収益力強化に向けた資本活用を進めるとともに、健全性の確保に向けた内部留保の積上げによる自己資本の充実を図ってまいります。また、そうした成長投資と健全性維持のバランスに配慮する中、株主還元の一層の充実を図ってまいります。

具体的には、2023年度から配当目安テーブルを廃止し、配当性向を軸とした株主還元方針への見直しを行いました。配当性向を「40%程度」とするとともに、連結自己資本比率「11%程度」を目処とし、業績動向や市場環境等を総合的に考慮した上で、機動的な自己株式取得を実施してまいります。

こうした取組みを通じて、当社グループの持続的成長を実現するとともに、金融は勿論、非金融分野を含めたあらゆるニーズにお応えできる〈地域総合サービスグループ〉として、ステークホルダーの未来をひろげていきたいと考えております。

(※) 「MEJAR」 とは

「Most Efficient Joint Advanced Regional banking-system(最も効率的な先進的
地方銀行共同システム)」の略。2022年11月、クラウド化を志向した次世代基幹系
システムの構築に向け、株式会社横浜銀行、株式会社北陸銀行、株式会社北海道銀行、
株式会社七十七銀行、株式会社東日本銀行及び株式会社エヌ・ティ・ティ・データとの
間で2010年1月から稼働を開始している共同利用システム (MEJAR) に参加し、6行
によるシステム共同利用に向けた詳細検討を行うことで基本合意を実施。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
経常収益	—	115,478	146,085	160,234
経常利益	—	31,042	27,070	18,780
親会社株主に帰属する当期純利益	—	21,574	22,906	12,508
包括利益	—	43,243	△12,817	10,235
純資産額	—	516,880	496,200	498,604
総資産	—	11,009,572	11,603,909	11,496,027

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、2020年10月1日設立のため、2019年度の状況については記載しておりません。

ロ 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
営業収益	—	10,397	9,903	17,837
受取配当額	—	9,400	8,160	15,832
銀行業を営む子会社	—	9,400	7,000	14,200
その他の子会社	—	—	1,160	1,632
当期純利益	—	9,435	8,205	15,827
1株当たり当期純利益	—	円 銭 30 30	円 銭 26 42	円 銭 50 92
総資産	—	448,191	448,976	457,008
銀行業を営む子会社株式等	—	424,909	424,909	424,909
その他の子会社株式等	—	15,184	15,584	20,669

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

3. 当社は、2020年10月1日設立のため、2019年度の状況については記載しておりません。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当年度末		
	銀行業	リース業	その他の事業
使用人数	2,932人	89人	718人

(注) 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を除く就業人員数を記載しています。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

株式会社広島銀行

① 営業所数

			当年度末	
広	島	県	114 ^店	うち出張所 (5)
岡	山	県	10	(ー)
山	口	県	6	(ー)
島	根	県	1	(ー)
愛	媛	県	6	(ー)
福	岡	県	2	(ー)
兵	庫	県	2	(ー)
大	阪	府	1	(ー)
愛	知	県	1	(ー)
東	京	都	1	(ー)
国	内	計	144	(5)
海		外	—	(ー)
合		計	144	(5)

(注) 上記のほか当年度末において、店舗内店舗方式の支店・出張所、特定出張所、駐在員事務所、代理店を次のとおり設置しております。

	当年度末
店舗内店舗方式の支店・出張所	14 店
特 定 出 張 所	2 店
駐 在 員 事 務 所	4 カ所
代 理 店	1 カ所

② 当年度新設営業所

該当ありません。

③ 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
iBankマーケティング株式会社	福岡県福岡市中央区西中洲6番27号	情報処理・情報通信サービス業

□ その他の事業

会社名	主要な営業所
株式会社ひろぎんホールディングス	本社（広島市）

上記以外のその他の事業の営業所等の状況につきましては、「(6) 重要な親会社及び子会社等の状況、□ 子会社等の状況」をご参照ください。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀行業	リース業	その他の事業	合計
設備投資の総額	3,447	628	143	4,219

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内容	会社名	設備の内容	投資金額
銀行業	株式会社広島銀行	文書保管センター	1,521
	株式会社広島銀行	店舗	1,162
	株式会社広島銀行	事務所他	763

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ありません。

□ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社広島銀行	広島市中区紙屋町 一丁目3番8号	銀行業務	百万円 54,573	% 100.00	
ひろぎん証券 株式会社	広島市中区紙屋町 一丁目3番8号	金融商品取引業務	百万円 5,000	% 100.00	
ひろぎんリース 株式会社	広島市中区紙屋町 一丁目3番8号	リース・オートリース業務	百万円 2,600	% 100.00	
しまなみ債権回収 株式会社	広島市中区銀山町 3番1号	債権管理回収業務	百万円 500	% 100.00	
ひろぎん ヒューマンリソース 株式会社	広島市中区紙屋町 一丁目3番8号	コンサルティング業務	百万円 250	% 100.00	
ひろぎん キャピタルパートナーズ 株式会社	広島市中区紙屋町 一丁目3番8号	投資業務	百万円 100	% 100.00	
ひろぎん ITソリューションズ 株式会社	広島市中区紙屋町 一丁目3番8号	IT関連業務	百万円 100	% 80.00	
ひろぎん エリアデザイン 株式会社	広島市中区紙屋町 一丁目3番8号	コンサルティング業務	百万円 100	% 100.00	
ひろぎん ビジネスサービス 株式会社	広島市中区紙屋町 一丁目3番8号	担保不動産の評価業務、連 結決算・印刷・製本業務等	百万円 20	% 100.00 (100.00)	
ひろぎん リートマネジメント 株式会社	広島市中区紙屋町 一丁目3番8号	資産運用業務	百万円 150	% 100.00 (100.00)	
ひろぎん カードサービス 株式会社	広島市中区紙屋町 一丁目3番8号	クレジットカード発行業務、 消費者ローン等の信用保証 業務	百万円 80	% 100.00 (100.00)	
ひろぎん保証 株式会社	広島市中区紙屋町 一丁目3番8号	住宅ローン等の信用保証業 務	百万円 30	% 100.00 (100.00)	

- (注) 1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 当社が有する子会社等の議決権比率の()内は、間接議決権比率であります。
4. 当社の連結される子会社は12社であります。
5. 2023年4月1日付で、ひろぎん保証株式会社はひろぎんカードサービス株式会社を吸収合併し、同日付で商号をひろぎんクレジットサービス株式会社に変更しております。

重要な業務提携の概要

該当ありません。

(7) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員（取締役）の状況

（年度末現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
池田 晃 治	取締役会長（代表取締役）	株式会社広島銀行 取締役会長 広島商工会議所 会頭	
部谷 俊 雄	取締役社長（代表取締役） 秘書室長 デジタルイノベーション部長		
清宗 一 男	取締役専務執行役員	株式会社広島銀行 取締役頭取（代表取締役）	
尾木 朗	取締役専務執行役員 経営企画部長 経済産業調査部長 デジタルイノベーション部長補佐	株式会社広島銀行 取締役専務執行役員 （代表取締役）	
刈屋田 史 嗣	取締役常務執行役員	ひろぎん証券株式会社 取締役社長（代表取締役）	
益 裕 治	取締役（監査等委員）（常勤）		
三浦 惺	取締役（監査等委員）（社外）	日本生命保険相互会社 取締役（社外） 東急不動産ホールディング ス株式会社 取締役（社外）	
谷 宏 子	取締役（監査等委員）（社外）		公認会計士
北村 俊 明	取締役（監査等委員）（社外）		

- (注) 1. 取締役（監査等委員）の三浦惺、谷宏子及び北村俊明は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）の谷宏子は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役（監査等委員）の三浦惺、谷宏子及び北村俊明は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。
4. 当社は、常勤の監査等委員を1名選定しております。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が取締役会以外の重要な会議等への出席や内部監査部門及び会計監査人との連携、執行部門からの定期的な報告の受領等を行い、これらの情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。

5. 当事業年度中に退任した役員は、以下のとおりであります。

退任時の会社における地位	氏名	退任日
取締役（監査等委員）（社外）	前 田 香 織	2022年6月24日（任期満了）
取締役（監査等委員）（社外）	高 橋 義 則	2022年6月24日（任期満了）

（参考）当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない各執行役員の氏名、地位及び担当は次のとおりです。

（年度末現在）

氏名	地位	担当
深 町 心 一	常務執行役員	経営管理部長
横 見 真 一	常務執行役員	グループ営業戦略部長
藤 井 顕一郎	執行役員	業務統括部長
小 玉 勸	執行役員	経営監査部長兼経営監査グループ長

（2）会社役員に対する報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ. 当該方針の決定の方法

当社は、代表取締役及び独立社外取締役を構成員とするグループ指名・報酬諮問委員会（過半数を独立社外取締役とする）における審議の結果を踏まえ、取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めております。

ロ. 当該方針の内容の概要

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は以下のとおりです。

a.基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く、以下同様）の報酬等は、当社グループの持続的な成長及び企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬決定については、透明性、客観性及び公正性の観点を踏まえ適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、社外取締役を除く取締役の報酬等は、確定金額報酬、業績連動報酬及び株式報酬により構成し、社外取締役については、その職責に鑑み中立性を確保するため、確定金額報酬のみとする。

なお、当社は、銀行持株会社として、子銀行である株式会社広島銀行と一体的に報酬制度を整備・運用することとし、両社を兼職する場合は、報酬等を一定割合で按分するものとする。

- b.確定金額報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期等の決定に関する方針を含む）

確定金額報酬は、月例の基本報酬とし、当社傘下のグループ会社の役職員の報酬・給与水準及び同規模他社の役員報酬等の状況等を総合的に勘案のうえ、役位別に決定し、在任中定期的に支払うものとする。

- c.業績連動報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期等の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬は、業績向上への貢献意識を高めるため、業績指標を反映した金銭報酬（毎年、一定時期に支給）とし、各事業年度における達成度合いに応じて算出し、役位別に決定するものとする。

具体的には、透明性、客観性及び公正性を確保し、株主等のステークホルダーへの説明責任を十分果たせるものとする観点から、当社の「親会社株主に帰属する当期純利益」を業績指標とし、取締役会決議により設定した役位別の基準額に、当該業績指標に連動した支給倍率を乗じて算定した業績連動報酬を事業年度終了後に支給する。

なお、業績連動支給倍率は、(別表1) のとおりとする。

- d.株式報酬（非金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期等の決定に関する方針を含む）

株式報酬は、役員報酬と当社株価の連動性を明確にするため、役位別に決定する確定金額報酬に一定割合を乗じた額に基づき算出し支払うものとする。株式報酬制度は、役員報酬BIP信託にて運営し、信託期間中、一定のポイントを付与し、取締役に対する株式の交付は、当社及び株式会社広島銀行の双方の退任時にポイントの累計値に応じて行うものとする。

ただし、別途定める非違行為等に該当した場合は、当該株式交付相当額の返還を請求することができるものとする。

e.金銭報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、銀行持株会社としての経営の安定性・健全性を重視しつつ、当社グループとしての持続的成長・企業価値向上や当社の株式価値向上に向けたインセンティブの観点を織込み、同規模他社の役員報酬の状況等を総合的に勘案し決定するものとする。

f.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の全ての個人別の報酬等の内容は、代表取締役及び独立社外取締役を構成員とするグループ指名・報酬諮問委員会（過半数を独立社外取締役とする）の審議・答申を踏まえ、取締役会の決議により決定する。

(別表1) 業績連動報酬の業績連動支給倍率

親会社株主に帰属する当期純利益	業績連動支給倍率
330億円超	1.500
300億円超 ～ 330億円以下	1.375
270億円超 ～ 300億円以下	1.250
240億円超 ～ 270億円以下	1.125
210億円超 ～ 240億円以下	1.000
180億円超 ～ 210億円以下	0.875
150億円超 ～ 180億円以下	0.750
120億円超 ～ 150億円以下	0.625
90億円超 ～ 120億円以下	0.500
60億円超 ～ 90億円以下	0.375
60億円以下	—

②取締役の報酬等の総額等

区分	員数 (人)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
			確定金額	業績連動	非金銭報酬
取締役（監査等委員である取締役を除く）	5	125	90	0	34
取締役（監査等委員）	6	60	60	—	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、2022年6月24日開催の第2期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）2名に対する報酬等の額を含んでおります。
3. 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人給与と相当額53百万円（うち確定金額報酬32百万円、業績連動報酬5百万円、非金銭報酬15百万円）を支払っております。
4. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する報酬等は、確定金額報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬としております。
- a. 報酬等のうち、金銭で支給するものの総額は、年額200百万円以内としております。（2021年6月25日第1期定時株主総会決議）
当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は5名です。
- b. 報酬等のうち、業績連動報酬（前記①口.c.参照）に係る業績指標の実績（親会社株主に帰属する当期純利益）は125億円であります。
- c. 報酬等のうち、非金銭報酬は、株式報酬制度「役員報酬BIP信託」（前記①口.d.参照）に係る株式給付引当金繰入額であります。信託に拠出する信託金の上限金額は、株式会社広島銀行が拠出する金員とあわせて、3事業年度で合計900百万円、また、交付される当社株式の上限は3事業年度で2,600,000株であります。（当社定款附則第2条第3項）
当社定款については、2020年6月25日に開催されました株式会社広島銀行の第109期定時株主総会においてご承認いただき、2020年10月1日の当社設立時に成立しております。なお、当社設立時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は5名、取締役（監査等委員）の員数は4名（うち社外取締役は3名）です。
5. 取締役（監査等委員）に対する報酬は、全て確定金額報酬としており金銭で支給するものの総額は、年額100百万円以内としております。（2021年6月25日第1期定時株主総会決議）
当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名（うち社外取締役は3名）です。
6. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会が設置したグループ指名・報酬諮問委員会において、報酬水準及び種類別の報酬割合について、適切性・妥当性等の審議を行っているため、取締役会も当社の決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
益 裕治	当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める最低責任限度額をもって損害賠償責任額の限度とする旨の契約を締結しております。
三浦 惺	
谷 宏子	
北村 俊明	

(4) 補償契約

イ 在任中の会社役員との間の補償契約

該当ありません。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害及び訴訟費用等について当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役（監査等委員である取締役含む）並びに当社連結子会社の取締役及び監査役であり、保険料は当社及び当社の連結子会社の被保険者数に応じて、当社が全額負担しております。

ただし、被保険者の犯罪行為、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害等は補償対象外とするとともに、免責額の定めを設け、当該免責額までの損害については補償の対象としないことにより、被保険者の職務の執行の適切性が損なわれないようにするための措置を講じております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
三浦 惺	日本生命保険相互会社 取締役 (社外) 東急不動産ホールディングス株式会社 取締役 (社外)
谷 宏子	
北村 俊明	

(注) 当社と上記の法人等との間には、記載すべき重要な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	出席状況、発言状況及び期待される 役割に関して行った職務の概要
三浦 惺	2年6ヵ月	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。 経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、取締役会では経営の監督と経営全般への助言など社外役員に求められる役割・責任を十分に発揮しております。監査等委員会ではその豊富な知見から適宜必要な発言を行っております。グループ指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

氏名	在任期間	出席状況、発言状況及び期待される 役割に関して行った職務の概要
谷 宏子	9ヵ月	就任以降に開催された取締役会12回の全てに、また、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会では当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責任を果たしております。監査等委員会ではその豊富な知見から適宜必要な発言を行っております。グループ指名・報酬諮問委員会の委員として、就任以降に開催された委員会2回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
北村 俊明	9ヵ月	就任以降に開催された取締役会12回の全てに、また、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。 IT分野における学識者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、取締役会ではその分野における専門的な立場から監督、助言等を行うなど社外役員に求められる役割・責任を十分に発揮しております。監査等委員会ではその豊富な知見から適宜必要な発言を行っております。グループ指名・報酬諮問委員会の委員として、就任以降に開催された委員会2回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5人	30 (一)	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. () 内は、社外役員に対する報酬以外の金額を内書きしております。

4 当社の株式に関する事項

(1) 株 式 数	発行可能株式総数	1,000,000千株
	発行済株式の総数	312,367千株

(自己株式3千株を除く)

- (注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 自己株式には役員報酬B I P信託が保有する当社株式1,545千株を含んでおりません。

(2) 当年度末株主数 103,232名

(3) 大 株 主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	34,456千株	11.03%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	18,630	5.96
明治安田生命保険相互会社	9,504	3.04
損害保険ジャパン株式会社	7,500	2.40
シーピー化成株式会社	7,463	2.38
住友生命保険相互会社	6,038	1.93
ひろぎんホールディングス従業員持株会	5,920	1.89
株式会社福岡銀行	5,500	1.76
日本生命保険相互会社	4,833	1.54
J P M O R G A N C H A S E B A N K 385781	3,965	1.26

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は、自己株式（3千株）を控除して計算しております。
 なお、自己株式には役員報酬B I P信託が保有する当社株式1,545千株を含んでおりません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 横澤 悟志 指定有限責任社員 秋宗 勝彦 指定有限責任社員 大江 友樹	16	当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である自己資本比率算出に係るコンサルティング業務等を委託し、対価を支払っています。
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額		116百万円

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額は、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、当年度の監査体制、監査時間数、監査報酬単価等と前年度の実績等を比較するなど、監査報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の監査品質確保の観点から相当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

イ 在任中の会計監査人との間の補償契約

該当ありません。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、解任が適切と判断される場合、監査等委員全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の適格性、独立性等の観点から監査を遂行するに不十分と判断した場合、その他必要と判断される場合は、会計監査人の解任又は不再任の株主総会議案の提出を検討し、議案の内容を決定します。

8 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社広島銀行	広島市中区紙屋町一丁目3番8号	424,909百万円	457,008百万円

第3期末 (2023年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	2,188,107	預 金	8,925,494
コールローン及び買入手形	34,784	譲 渡 性 預 金	326,762
買入金銭債権	8,682	コールマネー及び売渡手形	50,000
特定取引資産	10,598	売 現 先 勘 定	130,533
金 銭 の 信 託	40,200	債券貸借取引受入担保金	402,712
有 価 証 券	1,580,832	特 定 取 引 負 債	7,996
貸 出 金	7,224,123	借 用 金	1,013,860
外 国 為 替	11,579	外 国 為 替	2,377
リース債権及びリース投資資産	66,358	信 託 勘 定 借	51
そ の 他 資 産	133,877	そ の 他 負 債	81,212
有形固定資産	107,570	退職給付に係る負債	709
建 物	32,121	役員退職慰労引当金	144
土 地	54,745	睡眠預金払戻損失引当金	437
リ ー ス 資 産	1,904	ポ イ ン ト 引 当 金	176
建 設 仮 勘 定	1,289	株 式 給 付 引 当 金	914
その他の有形固定資産	17,508	特 別 法 上 の 引 当 金	28
無形固定資産	10,835	再評価に係る繰延税金負債	13,215
ソ フ ト ウ ェ ア	7,836	支 払 承 諾	40,795
の れ ん	426	負債の部合計	10,997,422
その他の無形固定資産	2,572	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	74,580	資 本 金	60,000
繰 延 税 金 資 産	2,473	資 本 剰 余 金	25,209
支 払 承 諾 見 返	40,795	利 益 剰 余 金	381,782
貸 倒 引 当 金	△39,372	自 己 株 式	△1,071
		株 主 資 本 合 計	465,920
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△8,502
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	3,490
		土 地 再 評 価 差 額 金	26,971
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	10,461
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	32,421
		新 株 予 約 権	126
		非 支 配 株 主 持 分	135
		純資産の部合計	498,604
資産の部合計	11,496,027	負債及び純資産の部合計	11,496,027

第3期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		160,234
資金運用収益	87,112	
貸出金利息	67,563	
有価証券利息配当金	15,586	
コールローン利息及び買入手形利息	163	
預け金利息	2,264	
その他の受入利息	1,534	
信託報酬	142	
役員取引等収益	33,262	
特定取引収益	3,288	
その他業務収益	30,960	
その他経常収益	5,468	
償却債権取立益	1,439	
その他の経常収益	4,029	
経常費用		141,454
資金調達費用	20,835	
預金利息	1,765	
譲渡性預金利息	37	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△71	
売現先利息	6,953	
債券貸借取引支払利息	405	
借入金利息	320	
その他の支払利息	11,422	
役員取引等費用	12,590	
その他業務費用	41,969	
その他経常費用	58,064	
貸倒引当金繰入額	7,994	
その他の経常費用	1,923	
その他	6,070	
経常利益		18,780
特別利益		39
固定資産処分益	26	
金融商品取引責任準備金取崩額	0	
固定資産解体費用引当金戻入益	12	
特別損失		564
固定資産処分損失	335	
減損損失	228	
税金等調整前当期純利益		18,255
法人税、住民税及び事業税	1,160	
法人税等調整額	4,556	
法人税等合計		5,717
当期純利益		12,538
非支配株主に帰属する当期純利益		29
親会社株主に帰属する当期純利益		12,508

第3期末（2023年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,347	流動負債	613
現金及び預金	8,086	未払費用	70
未収還付法人税等	3,167	未払金	42
その他流動資産	94	未払法人税等	29
固定資産	445,660	未払消費税等	40
有形固定資産	4	預り金	6
工具、器具及び備品	4	その他流動負債	425
建設仮勘定	0	固定負債	95
無形固定資産	11	株式給付引当金	95
ソフトウェア	11	負債の部合計	709
投資その他の資産	445,644	(純資産の部)	
関係会社株式	445,579	株主資本	456,171
繰延税金資産	55	資本金	60,000
その他	9	資本剰余金	379,237
		資本準備金	15,000
		その他資本剰余金	364,237
		利益剰余金	18,006
		その他利益剰余金	18,006
		繰越利益剰余金	18,006
		自己株式	△1,071
		新株予約権	126
		純資産の部合計	456,298
資産の部合計	457,008	負債及び純資産の部合計	457,008

第3期（2022年4月1日から 2023年3月31日まで）損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	17,837
関係会社受取配当金	15,832
関係会社受入手数料	2,004
営 業 費 用	1,965
販売費及び一般管理費	1,965
営 業 利 益	15,871
営 業 外 収 益	30
受 取 利 息	0
雑 収 入	30
営 業 外 費 用	0
雑 損 失	0
経 常 利 益	15,902
税引前当期純利益	15,902
法人税、住民税及び事業税	92
法人税等調整額	△18
法人税等合計	74
当 期 純 利 益	15,827

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

株式会社ひろぎんホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

広島事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 横澤 悟志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 秋宗 勝彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大江 友樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ひろぎんホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ひろぎんホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を適読し、適読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

株式会社ひろぎんホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

広島事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 横澤 悟志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 秋宗 勝彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大江 友樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ひろぎんホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容には含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第3期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月9日

株式会社 ひろぎんホールディングス 監査等委員会

監査等委員（常勤）	益	裕	治	㊟	
監査等委員	三	浦	惺	㊟	
監査等委員	谷	宏	子	㊟	
監査等委員	北	村	俊	明	㊟

(注) 監査等委員三浦惺、谷宏子及び北村俊明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図



会場 ひろぎんホールディングス本社ビル4階大ホール 広島市中区紙屋町一丁目3番8号
TEL 082 - 245 - 5151

- 交通
- 広島電鉄
 - ・紙屋町東 下車 徒歩約5分
 - ・本通 下車 徒歩約3分
 - アストラムライン
 - ・本通 下車 徒歩約5分

会場
ひろぎんホールディングス
本社ビル4階大ホール

駐車場について 当日は駐車場の用意はいたしていませんので、公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

